

## 千葉市週休2日制工事試行要領

### 1 目的

建設業における長時間労働の是正や休日確保に向けた労働環境整備を進め、将来の担い手の育成・確保を図るための取組みとして、建設現場において週休2日制工事を実施するために必要な事項を定める。

### 2 用語の定義

#### (1) 週休2日制

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。

#### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所が生じた場合も現場閉所日数に含めるものとする。

#### (4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%以上の水準に達する状態をいう。

#### (5) 現場着手日

現場施工に着手した日（準備期間は含まない）とする。

#### (6) 現場完成日

現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）とする。ただし、現場完成日が工期末の20日前を超える場合は20日前を現場完成日とする。

### 3 対象工事

#### (1) 発注者指定型（モデル工事）

千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事のうち発注者が指定した工事

#### (2) 受注者希望型

発注者指定型（モデル工事）以外の千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事。ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とすることができる。

ア 現場施工が1週間未満の工事

イ 施工時間や施工方法の制約が予想される工事

ウ その他、週休2日が適さない工事（社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事など）

## 4 工期の設定

### (1) 工期設定

対象工事の施工条件や地域特性などを考慮し適切な工期設定を行うものとする。

### (2) 工事工程の共有

工事契約後、速やかに受発注者間において、工事工程の共有を行うものとする。

## 5 実施方法

### (1) 発注方式

発注者指定型（モデル工事）及び受注者希望型とする。

### (2) 条件明示

特記仕様書において明示する。

### (3) 受注者希望型での取組み

週休2日制を希望する受注者希望型の受注者は、現場着手日前までに監督職員と書面により協議した上で取組むことができる。

### (4) 対象期間の協議

発注者指定型（モデル工事）及び週休2日制を希望した受注者希望型の受注者は、現場着手日前までに対象期間、現場閉所予定日を書面により監督職員と協議すること。

### (5) 現場閉所予定日の振替

受注者は、現場閉所予定日に作業を行う必要が発生した時は、作業内容及び現場閉所の振替日を監督職員へ書面により事前に報告すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

### (6) 現場閉所の報告

受注者は、履行報告に併せて、現場閉所日及び現場閉所率が確認できる資料を提出すること。ただし、現場完成日を含む月は完成後、速やかに提出するものとする。

### (7) 取組状況の確認

発注者は、受注者の取組状況を確認した上で、「6 積算方法」のとおり、経費補正するものとし、受注者に週休2日の達成結果及び工事成績の加点有無について、書面により通知するものとする。

## 6 積算方法

### (1) 経費補正

対象期間において4週8休以上の取組みを達成した場合、労務費や機械経費の内訳が明らかとなっている単価については、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。

なお、内訳が明らかとなっていない市場単価方式については、別紙1の補正係数を乗じるものとし、土木工事標準単価については、物価資料に掲載されている週休2日補正単価を適用する。

現場閉所 (現場閉所率)	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上 (28.5%以上)	1.05	1.04	1.04	1.06

## (2) 発注者指定型（モデル工事）

当初において、経費補正を行うものとし、対象期間中の取組状況を確認し、4週8休以上に達していない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額するものとする。

## (3) 受注者希望型

当初において、経費補正は行わない。対象期間中の取組状況を確認し4週8休以上を達成している場合に、経費補正を行うものとする。

## (4) 契約変更

取組結果により契約変更が必要と認められた場合は、取組状況の確認後、速やかに契約変更を行う。なお、現場完成日が工期末の20日前を超える場合は、工期末の20日前を現場完成日として取組状況の確認を行い、必要に応じて契約変更を行うものとする。

## 7 工事成績評定

対象期間において4週8休以上の取組みを達成した場合に、「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。なお、達成できなかった場合であっても、工事成績の減点を行わない。

## 8 実施の明示

発注者指定型及び週休2日制を希望した受注者希望型の受注者は、対象期間中、別紙2を参考に看板を作成し、設置場所、デザイン等について受発注者協議の上、第三者に対して見やすい場所に、週休2日制工事を実施している旨を明示すること。

## 9 その他

受注者は、発注者が別途実施するアンケート調査に協力するものとする。

### 附則

- 1 この要領は、令和元年12月20日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年1月1日以降に公告する案件から適用する。

### 附則

- 1 この要領は、令和3年5月11日から施行する。
- 2 この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和3年6月1日以降の案件から適用する。なお、令和2年1月1日以降に公告した案件については、現場管理費率の補正係数を1.05とする。

### 附則

- 1 この要領は、令和3年5月28日から施行する。
- 2 この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和3年6月1日以降の案件から適用する。なお、令和2年1月1日以降に公告した案件については、現場管理費率の補正係数を1.05とする。

### 附則

- 1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和3年10月1日以降のものから適用

する。ただし、5（2）の規定については、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付するものについて適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。

## 週休 2 日制工事における土木工事市場単価方式の補正係数

工種名	区分	4 週 8 休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.02
防護柵設置工 (落石防止網)		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01

## 週休 2 日制工事における下水道工事市場単価方式の補正係数

名称	規格・仕様	4 週 8 休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.03
リブ付き硬質塩化ビニル管設置工		1.03
砂基礎工	人力施工	1.05
	機械施工	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.05
	機械施工	1.05
組立マンホール設置工		1.05
小型マンホール工		1.01
取組管およびます設置工	ます設置工	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.02

実施の明示（例）

（工事看板）



（A 3 サイズ相当）



（ロゴマーク）



工事関係者や公衆が見て  
わかりやすい週休2日の  
計画表などを貼付け

## 週休2日制工事特記仕様書（発注者指定型（モデル工事））

- 1 本工事は、週休2日制工事（発注者指定型（モデル工事））に取り組む工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「千葉県週休2日制工事試行要領」に基づき実施するものとする。
- 2 週休2日制工事の用語の定義は以下のとおりとする。
  - ① 週休2日制  
対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
  - ② 対象期間  
現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。
  - ③ 現場閉所  
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所が生じた場合も現場閉所日数に含めるものとする。
  - ④ 4週8休以上  
対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%以上の水準に達する状態をいう。
$$\text{現場閉所率（\%）} = \text{現場閉所日数} / \text{対象期間} \times 100$$
  - ⑤ 現場着手日  
現場施工に着手した日（準備期間は含まない）とする。
  - ⑥ 現場完成日  
現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）とする。ただし、現場完成日が工期末の20日前を超える場合は20日前を現場完成日とする。
- 3 受注者は、現場着手日前までに対象期間、現場閉所予定日を書面により監督職員と協議すること。
- 4 受注者は、現場閉所予定日に作業する必要が生じた場合は、作業内容及び現場閉所の振替日を監督職員へ書面により事前に報告すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 5 受注者は、履行報告に併せて、現場閉所日及び現場閉所率が確認できる資料を提出すること。ただし、現場完成日を含む月は完成後、速やかに提出すること。
- 6 週休2日制に掛かる経費補正については、当初より4週8休の達成を前提とし計上している。なお、未達成の場合は、補正分を減額変更するものとする。
- 7 対象期間において4週8休以上の取組みを達成した場合、工事成績評定の「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。なお、達成できなかった場合であっても工事成績の減点は行わない。
- 8 受注者は、発注者からの週休2日の取組みに関するアンケート等の調査があった場合、これに協力しなければならない。

## 週休2日制工事特記仕様書（受注者希望型）

- 1 本工事は、週休2日制工事（受注者希望型）対象工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「千葉県週休2日制工事試行要領」に基づき実施するものとする。
- 2 受注者は、週休2日制工事を希望する場合、現場着手日前までに監督職員と書面により協議するものとする。なお、週休2日制工事を希望しない場合は、次項以降は適用しない。
- 3 週休2日制工事の用語の定義は以下のとおりとする。
  - ① 週休2日制  
対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
  - ② 対象期間  
現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。
  - ③ 現場閉所  
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所が生じた場合も現場閉所日数に含めるものとする。
  - ④ 4週8休以上  
対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%以上の水準に達する状態をいう。
$$\text{現場閉所率（\%）} = \text{現場閉所日数} / \text{対象期間} \times 100$$
  - ⑤ 現場着手日  
現場施工に着手した日（準備期間は含まない）とする。
  - ⑥ 現場完成日  
現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）とする。ただし、現場完成日が工期末の20日前を超える場合は20日前を現場完成日とする。
- 4 受注者は、現場着手日前までに対象期間、現場閉所予定日を書面により監督職員と協議すること。
- 5 受注者は、現場閉所予定日に作業する必要が生じた場合は、作業内容及び現場閉所の振替日を監督職員へ書面により事前に報告すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 6 受注者は、履行報告に併せて、現場閉所日及び現場閉所率が確認できる資料を提出すること。ただし、現場完成日を含む月は完成後、速やかに提出すること。
- 7 週休2日制に掛かる経費補正については、当初において計上していない。4週8休以上の達成が確認された場合、経費補正をするものとし、契約変更の対象とする。
- 8 対象期間において4週8休以上の取組みを達成した場合、工事成績評定の「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。なお、達成できなかった場合であっても工事成績の減点は行わない。
- 9 受注者は、発注者からの週休2日の取組みに関するアンケート等の調査があった場合、これに協力しなければならない。